

【清里チャレンジラボ利用規約】 JR清里駅貸出スペース

第1条（目的）

本規約は、NP0法人清里観光振興会（以下「貸主」という）が管理する清里駅構内貸出スペース（以下「本スペース」という）の利用条件を定めるものです。

本スペースは、以下の目的のもと運営します。

観光振興および地域活性化の推進

地域資源や清里の魅力の発信

事業者および個人のチャレンジ機会の創出

清里ならではの特色ある企画の実現

持続可能な地域づくりに寄与する活動の促進

第2条（利用資格）

本スペースを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する個人または団体とします。

1. 新規事業または創業を検討している者
 2. 商品・サービスのテスト販売を行う者
 3. 展示会、ワークショップ、地域活動等を実施する者
 4. 貸主が本スペースの目的に適すると認めた者
-

第3条（貸出スペース）

本スペースは、利用用途や希望規模に応じて以下の2つの区画（または両区画同時利用も可）から選択・指定するものとします。

- ・【A 区画】：約6㎡
- ・【B 区画】：約9㎡
- ・両区画ともに同一料金

※配置および実際に使用する区画の最終決定は、貸主が指定します。

第4条（利用期間・時間）

1. 利用期間は、1回の利用につき30日間を上限とし、貸主との協議により決定します。
2. 初めて本スペースを利用する借主については、原則として利用期間を3日以内とします。
3. 利用時間は原則として9時00分から17時00分までとします。
4. 夏季（7～9月）および冬季（12～3月）など、季節、日照時間、地域行事、貸主、施設管理上の都合等により利用時間を変更する場合があります。変更する際は、貸主が事前に借主へ通知します。

5. 借主が特別の事情により標準時間外の利用を希望する場合は、事前申請のうえ貸主の承認を得るものとします。
6. 本事業の実施期間は、2026年11月30日までとします。ただし貸主の判断により延長または変更する場合があります。
7. 長期利用の場合も、毎日終了時に原状回復を行うものとします。

第5条（利用料金）

本スペースの利用料金は、別紙「利用概要」に定めるものとします。利用料金は利用日数、利用期間および利用区分（一般・会員）に応じて適用します。

利用料金には、次の費用を含みます。

- (1) 施設使用料
- (2) 光熱費（水道・電気等）
- (3) 一般的な電源使用料（20Aまで）
- (4) 借家人賠償責任保険料

第6条（利用申込み）

1. 借主は、貸主が定める申込時を提出し、承認を受けるものとします。
2. 利用内容に変更が生じた場合は速やかに貸主へ届け出るものとします。
3. 貸主は利用目的が本スペースの趣旨に適さないと判断した場合、利用を承認しないことがあります。

第7条（利用目的および禁止事項）

借主は、申込時に申請し、貸主が承認した利用目的および利用内容の範囲内で、本スペースを利用するものとします。

借主は、次の行為をしてはなりません。

1. 法令または公序良俗に反する行為
2. 政治活動または宗教活動
3. 反社会的勢力に関する活動
4. 騒音、振動、強い臭気、煙その他により、駅利用者、周辺施設または近隣に迷惑を及ぼす行為
5. 火気、危険物その他安全上の支障を生じるおそれのある物品の持込みまたは使用
6. 施設、設備または備品を破損、汚損または無断で改造する行為
7. 第8条で認められた食品販売を除き、本スペース内で調理、加工、盛り付け、温め直しまたは飲食物の提供を行う行為
8. 貸主の承認を受けない営業活動、販売活動または申請内容と異なる利用を行う行為
9. 本スペースの利用権を第三者へ譲渡、転貸または名義貸しする行為
10. 駅利用者の通行、鉄道利用または駅施設の運営を妨げる行為
11. その他、貸主が本スペースの目的又は安全管理上不適切と判断する行為

第8条（食品の販売）

1. 食品の販売は、あらかじめ必要な営業許可・届出等を取得し、法令に基づき適切に製造・包装された商品に限り認めます。
2. 販売できる食品は、惣菜製造業、菓子製造業その他これに準ずる許可等を受けた事業者が、許可を受けた施設において製造した、常温で保存・販売が可能な持ち帰り用の商品に限ります。
ただし、保冷、冷蔵、冷凍、加温その他の温度管理を必要とする商品は販売できません。
3. 本施設内における調理、加工、盛り付け、温め直し、飲食物の提供その他これらに類する行為は、施設の構造および保健所の許認可上の理由により認めません。
4. 店内飲食を目的とした飲食物の提供、飲食スペースの設置、ならびに試食・試飲の実施は、原則として認めません。
ただし、無料で提供する試食・試飲について、衛生管理上の条件を満たし、あらかじめ貸主が承認した場合は、この限りではありません。
5. 第1項または第2項に該当する食品の販売を希望する場合は、販売予定商品、製造者名、営業許可等の内容その他貸主が必要と認める事項を、事前に貸主へ申請し、承認を受けるものとします。
この場合、貸主は、営業許可証その他これに準ずる書類の提示を求めることができるものとします。
6. 貸主は、施設の利用条件、衛生管理上の必要性その他の理由により、販売商品、販売方法または試食・試飲の実施方法について、変更または中止を求めることができるものとします。

第9条（施設および設備の利用）

1. 借主は施設、設備および備品を善良な管理者の注意をもって使用するものとします。
2. 設備利用に関する詳細は利用細則によるものとします。
3. 冬季期間中は一部設備の利用を制限する場合があります。

第10条（現状回復および清掃）

1. 借主は利用終了時に原状回復を行い、設備・備品を元の状態に戻し、室内を清掃したうえで、貸主の確認を受け返却するものとします。
2. 設備や備品を破損・紛失した場合は、借主が実費で弁償するものとします。
3. 冬季の凍結リスクや夏季の湿気によるカビ発生等、季節特有の管理が必要な場合は、貸主が別途注意事項を提示します。借主はこれを遵守し、必要な管理・処置を行うものとします。

4. 原状回復・清掃が適切に行われていない場合、貸主は実費相当額を請求できるものとします。
 5. 借主は、利用により発生したごみ（可燃ごみ、不燃ごみ等を含みます。）をすべて持ち帰るものとします。
-

第11条（事故および損害賠償）

1. 借主の責任により生じた事故、損害または第三者との紛争については、借主がその責任と費用において解決するものとします。
 2. 本スペース利用中に発生した災害・事故等による損害については、貸主が加入する企業財産総合保険の適用範囲内で補償される場合があります。ただし、製品などの盗難、輸送中の事故等、保険適応範囲外が発生した場合は一切の責任を負いません。
-

第12条（保険）

貸主は施設管理上必要な保険に加入しますが、借主の所有物、商品または営業上の損失を補償するものではありません。

第13条（受渡証の管理）

1. 利用当日は、身分証の提示・利用同意書の署名、利用料金を支払ったのち、貸渡証を受け取ることができます。借主は善良な管理者の注意をもって管理し、第三者に譲渡・貸与してはなりません。利用終了後は速やかに返却しなければなりません。
 2. 貸渡証、当日の受付は「清里駅前観光総合案内所あおぞら」とします。受取可能時間は9時00分、返却時間は17時00分とします。
-

第14条（利用の取消しおよび中止）

貸主は次の場合、利用承認を取り消し、または利用を中止させることができます。

1. 借主が本規約または利用細則に違反した場合
2. 申請内容と異なる利用を行った場合
3. 天災・災害・設備故障その他やむを得ない事情が生じた場合
4. 貸主が施設運営上支障があると判断した場合

この場合に生じた損害について、貸主は責任を負わないものとします。

第15条（広報および写真・記録等の利用）

貸主は、本スペースの広報および活動記録を目的として、利用状況を撮影し、広報物・Web等に掲載することがあります。

掲載を希望しない場合は、事前に貸主へ申し出るものとします。

第16条（個人情報の取扱い）

- 1.当法人は、申込者から取得した氏名・住所・連絡先などの個人情報を、当スペースの利用手続きおよび連絡等の目的のみに使用します。
 - 2.当法人は、法令に基づく場合を除き、申込者の同意なく第三者に個人情報を提供または開示しません。
 - 3.当法人は、取得した個人情報を適切に管理し、漏洩、紛失、改ざん等の防止に努めます。
-

第17条（協議事項）

本規約に定めのない事項または疑義が生じた場合は、貸主と借主が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとします。

【附則】

本規約は、令和8年7月1日より施行する。

【別紙】

清里駅構内 貸出スペース利用概要

【基本情報】

場所：清里駅構内（山梨県北杜市）

利用期間：令和8年7月1日から令和8年11月30日まで

利用時間：原則として9時00分から17時00分まで

※季節、日照時間、地域行事、施設管理上の都合その他の事情により、利用時間を変更する場合があります。

※標準時間外の利用を希望する場合は、事前に貸主へご相談ください。

利用形態：物販、PR、展示、体験ワークショップその他これらに類する活動

※食品の販売は、利用規約第8条に定める条件を満たす場合に限ります。

※本スペース内での調理、飲食物の提供及び店内飲食はできません。

【利用料金（税込）】

■ 基本料金※A区画・B区画は同一料金です。

※配置及び実際に使用する区画は、利用内容等を踏まえ、貸主が指定する場合があります。

区分	一般	清里観光振興会会員
平日	2,000円/日	1,000円/日
土日祝日	3,000円/日	1,500円/日
夏季繁忙期 (7月20日から8月20日まで)	5,000円/日	2,500円/日

■ 7日プラン

区分	一般	清里観光振興会会員
通常期7日プラン	14,000円/週	7,000円/週
夏季7日プラン	30,000円/週	15,000円/週

※7日プランは、連続した7日間の利用を対象とします。

※夏季7日プランは、夏季繁忙期（7月20日から8月20日まで）に利用する場合に適用します。

※利用日が夏季繁忙期と通常期にまたがる場合の料金は、貸主と協議のうえ決定します。

■ お試し期間

令和8年7月1日から7月19日までは、お試し期間とします。

区分	利用料金
一般	1,000円/日
清里観光振興会会員	無料

※お試し期間中は、平日・土日祝日を問わず上記料金を適用します。

※お試し期間中は、7日プランを適用しません。

【利用料金に含まれるもの】

- ・施設使用料
- ・光熱費
- ・一般的な電源使用料（100V・20Aまで）
- ・借家人賠償責任保険料
※補償内容及び補償対象外となる事項は、利用規約及び利用細則をご確認ください。
- ・共用部使用料
- ・折り畳みテーブル 2台
- ・折り畳み椅子 2脚

【申込み・利用決定】

- ・利用は事前予約制です。
- ・利用を希望する方は、貸主が定める申込書を提出してください。
- ・貸主は、利用目的、本スペースの運営目的との適合性、安全面その他必要な事項を確認したうえで、貸出の可否を決定します。
- ・利用内容によっては、貸出をお断りし、又は利用条件を付す場合があります。
- ・利用決定後であっても、利用規約又は利用細則に違反した場合、申請内容と異なる利用を行った場合、災害、荒天、鉄道運行への影響その他やむを得ない事情がある場合は、利用を取り消し、又は中止することがあります。

【備考】

- ・上記料金は消費税を含みます。
- ・利用料金は、利用日数、利用期間及び利用区分に応じて適用します。
- ・利用料金の支払方法及び支払時期は、利用規約の定めによります。
- ・本利用概要に定めのない事項は、「清里チャレンジラボ（清里駅）利用規約」及び「清里チャレンジラボ 清里駅構内利用細則」によります。

【清里えき盛り上げ隊_無料貸し出し申請】

清里チャレンジラボでは、以下の条件を満たす企画については無料でスペースの貸し出しを行います。

1. 無料貸し出し条件

①営利を主目的(*)としない活動 (*学校・教育機関などでの学びを主目的とした販売実習などはOK)

②「JR小海線、清里地域または八ヶ岳南麓地域の魅力発信、イメージ向上」や「観光振興または地域活性化」の取り組み

(例)

- ・音楽演奏会 (アコースティックギター、電子ピアノ等)
- ・小海線や鉄道文化に関する展示、発表会
- ・将棋大会、囲碁大会その他の交流イベント
- ・観光案内、地域PR活動
- ・その他、貸主が地域振興に寄与すると認める活動

2. 無料貸し出しについては、貸出スペースの空き日程において実施

3. 貸し出し日数は1日間~3日間まで!

4. 利用希望者が事前に企画書を提出し、貸主の承認を受ける必要があります。

5. 前項に該当する場合であっても、貸主は利用内容、実施体制、安全管理その他の事情を考慮し、利用を承認しないことができるものとします。

6. 利用料金を免除した場合であっても、【清里チャレンジラボ利用規約】に定める利用条件その他の義務はすべて適用されるものとします。